

11月・12月は「市税等納付推進月間」です

うるま市では、11月・12月を市税等納付推進月間とし、納付の協力を呼びかけております。
“愛しています 住みよいまち うるま”を実現するために必要な財源は私たちの
「市税等」によってまかなわれています。

市税等の種類は次のとおりです

固定資産税、市県民税、軽自動車税(種別割・環境性能割)、法人市民税、市たばこ税、入湯税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料。

わたしたちの市税等はこのように使われています！

- 道路・公園・教育施設・文化施設などにかかる費用
- 福祉の向上を図るための費用
- 医療保険や介護保険の適正な制度運営
- 日常生活に必要なゴミ処理にかかる費用・・・など

✓固定資産税・市県民税・軽自動車税を滞納すると…

法律に基づいて財産の差押えが実施される場合があります。不動産(土地・家屋)、債権(預金・給与等)、動産(軽自動車・テレビ等)などが差押えの対象となります。

✓国民健康保険税・後期高齢者医療保険料を滞納すると…

財産の差押えが実施される場合があるほか、短期被保険者証(通常の保険証より有効期間の短い保険証)が交付され、かかった医療費がいったん全額自己負担となる場合もあります。

✓介護保険料を滞納すると…

介護サービスを利用する際に、自己負担の割合が3割に引き上げられるなど、ご自身の負担が多くなる場合があります。また、法律に基づいて財産の差押えが実施される場合もあります。

納付の件でお困りのことがありましたら、担当課までおたずねください

【納税課・国民健康保険課では】生活が困難な場合や事業不振などのため、どうしても納期限内に納税ができない場合には、お早めに納付方法等についてご相談ください。なお当該業務は本庁舎のみの対応となりますので、ご了承ください。

【後期高齢者医療係・介護長寿課では】納付相談は本庁舎のみの対応となりますので、事前にお電話でお問い合わせください。お手続きの際は、印鑑と本人確認書類をご準備ください。

◆◆◆納付は便利な口座振替をおすすめします◆◆◆

口座振替をご利用いただくと、納めに行く手間が省け、納め忘れがありません。

口座振替のお手続きの方法や、各種お問い合わせに関しましては下記連絡先をお願いします。

※令和5年4月1日より国民健康保険税の納付は、口座振替が原則となりました。納付書で納付されている方は口座振替の手続きをお願いします。

<お問い合わせ先>

市税の納付に関する事 …………… 納税課(☎973-1099)
国民健康保険税に関する事 …………… 国民健康保険課(☎989-5372)
後期高齢者医療保険料に関する事 …………… 後期高齢者医療係(☎973-3177)
介護保険料に関する事 …………… 介護長寿課(☎973-3208)